

復興大臣 渡辺 博道 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

平成30年12月20日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



福島県双葉郡浪江町議会議長 紺野 榮重



浪江町は、平成29年3月31日に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されてまだ1年8ヶ月が経過したばかりである。

そのため、買い物環境が未だ整備されていないなど、浪江町の復興に必要な環境整備が十分ではないとともに、医療、介護等の事業を持続的に運営するための体制が必ずしも確立されていないことから、「被災地の自立」が可能な状況とは言い難い。

また津波によって甚大な被害を受けた地域については、いまだに震災の傷跡が数多く残る。

これらの復旧、復興を加速させるのは喫緊の課題である。

上記状況を踏まえ、以下の点を要望する。

## **1 復興・創生期間内における復興事業のさらなる加速**

(必要財源の確保と柔軟運用)

・復興・創生期間における復興事業に必要な財源を確保するとともに、被災地現場の状況にあわせた柔軟な運用を図ること。

(復興に必要な環境整備)

・買い物・医療・介護・教育環境、中心市街地の再生等、町の復興に必要な環境整備を早急に進めつつ、持続的に運営するための財源確保や人的支援等、最大限の支援をすること。

(農業・漁業の再生)

・早期に農業・漁業の再生を図るため、営農再開に向けたビジョン策定と実行、農家の意向に沿った農地整備等の政策や漁業関連設備等の整備を進めるために必要な財源確保や人的支援、風評被害の払拭等、最大限の支援をすること。

(新たなまちづくりの推進)

・福島イノベーション・コースト構想等、新しい福島県、浪江町を創建するための重要政策を強力に推進するとともに、将来における持続的な水素の活用方法の検討を進めること。

## 2 復興・創生期間後の支援継続

（復興を完遂するための体制継続と財源の確保）

・復興・創生期間の終了後も、国、県の支援体制を継続するとともに、被災地復興に必要な交付金等の財源と人員を確実に確保すること。

（平成32年度を跨る事業の財源の確保）

・平成32年度を跨る可能性が高い新規事業について、間断なく復興事業を進めるため、早急に復興・創生期間後の支援体制を確立し財源を確保すること。

（震災復興特別交付税制度の継続）

・浪江町は原子力災害の直接被災地であり、復興事業が復興・創生期間内に完遂できる状況ではないことを踏まえ、復興・創生期間後も震災復興特別交付税制度を継続すること。

（普通交付税の人口特例の継続）

・普通交付税の算定における人口特例を継続すること。

（上下水道公営企業の減収に対する賠償金の継続）

・上下水道公営企業が事業継続できるよう、営業収益の減収に対する賠償を継続すること。

## 3 帰還困難区域の再生に向けた早急な事業実施

（帰還困難区域全域の早期再生に向けた事業実施加速）

・「浪江町帰還困難区域復興再生計画」に則り、まずは「特定復興再生拠点区域」を早急に整備するため、除染等の措置を含む各種整備事業を早急に進めること。

（必要な財源の措置）

・浪江町の策定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、必要な財源措置をとること。

(事業の柔軟な実施)

・浪江町の策定した「浪江町帰還困難区域復興再生計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の趣旨を十分に踏まえた上で、各種事業の実施にあたり柔軟な対応をすること。

(農業再生)

・「特定復興再生拠点区域」の約4割を占める農地の再生を早期にはかるため、必要な財源措置や執行体制の整備等をはかること。

(以上)